

ウイルス性肝炎対策の充実を求める意見書

現在我が国では、C型肝炎ウイルス感染者が約百五十万人、B型肝炎ウイルス感染者が約百万人いると推計され、慢性肝炎から自覚症状のないまま肝硬変や肝臓がんに移行する危険が高いことから、早急な対応が課題となっている。

こうした中、国では、医薬品の承認基準の厳格化や肝炎治療体制の充実等の施策が実施されてきているが、感染者の救済には、引き続き検査・診療が受けられる体制をはじめ肝炎対策の一層の充実が必要である。

そこで、国においては、B型及びC型肝炎対策の一層の推進を図るため、左記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 一 追跡調査により感染実態を究明し、感染者の早期治療を促進すること。
 - 二 ウイルス性肝炎の検診・診療体制の充実を図るとともに、治療費援助を実施すること。
 - 三 日常生活における差別・偏見を一掃するため、適切な情報提供、啓発活動を実施すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年三月九日

栃木県議会議長 阿久津 憲 二

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆参両院議長

あて